

No. **137**

2017. 秋号

長野県行政書士会会報

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆



紅葉の並木（軽井沢町）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 紅葉の並木（軽井沢町）

大通りから脇道を入った別荘が並ぶ通りの一コマ。各界著名人が愛した軽井沢の秋の姿を気軽に楽しめます。

写真提供：（長野県観光機構）

目 次

事業報告	・環境生安部活動報告 …………… 2 ・相続・遺言の基礎研修会 …………… 3 ・ダイバーシティ経営セミナー2017 in NAGANO に参加しました …………… 5
業務資料	・旧姓使用について …………… 6 ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたことに伴う産業廃棄物収集運搬業許可証の書換交付に係る申出書の提出について …………… 7 ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたことに伴う産業廃棄物収集運搬業許可証の書換交付に係る申出書様式の修正について …………… 17 ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請に係る手引の改定について（通知） …………… 19 ・産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業の許可申請に係る手引の改定について（通知） …………… 19 ・行政評価事務所から行政監視行政相談センターへの組織再編について …………… 20 ・長野県内の最低賃金のおしらせ …………… 21 ・大町労働基準監督署庁舎移転のお知らせ …………… 21
お知らせ	・斡旋物一覧 …………… 22
会議報告	・ …………… 23
長野県行政書士政治連盟のページ	・長野県行政書士政治連盟の活動報告 …………… 29
支部だより	・最高に楽しかった伊那支部懇談会 …………… 30 ・松本支部・木曾路に広告看板を …………… 31
会員の動き	・入会 ・退会 …………… 32
編集後記	・ …………… 32

事業報告

環境生安部活動報告

環境生安部 柳澤 誠

本年度より「環境生安部」と名称を改めて活動をスタートしました当部では、去る7月25日に外部への発信を強めることを目的として役員改選に伴う恒例の長野県庁各部局、長野県警察本部への挨拶回りとともに、よりお客様に近い業界団体への挨拶を行なって参りました。

近いようでありながら、それほど緊密な関係を持ってこなかった廃棄物処理業関係団体である（一社）長野県資源循環保全協会様と遊技業関係団体である長野県遊技業協同組合様に伺い、加盟各社様よりのご用命の御礼と申請業務に関するご相談や業務取扱会員の紹介、研修会への講師派遣等お役に立てる事柄をご案内し、当会としてもこれまで以上に相互の関係性を深めていきたい旨をお話しさせていただきました。団体同士の関係は一朝一夕でできるものではありませんが、まずは関係を築く第一歩を踏み出したものと考えております。



長野県遊技業協同組合様での懇談風景
(長野県遊技会館にて)

行政書士は専門性のある業務が様々あることから、人脈や口コミによる力が大きいところではありますが、団体としての交流、発信を行うことで行政書士の知名度アップや様々な課題への対応力を知っていただけるものと思います。これからも機会を捉えて各団体との交流の機会を設け、さらに広報監察部とも連携しながら様々な情報発信を行って参りたいと考えております。

相続・遺言の基礎研修会

法務部長 岡田 忠興

法務部主催の「相続・遺言の基礎研修会」が平成29年8月29日（火）、長野県行政書士会館において行われました。

今年度の法務部では、相続・遺言を中心とした基礎的な研修会の開催を柱のひとつとしています。今回の研修会は、小林雅希部員（司法書士兼業）を講師に、以下の3つの内容を中心に説明していただきました。

- ①法定相続情報証明制度について
- ②戸籍の読み方
- ③職務上請求書の使い方

「頑丈な建物や地下に避難してください」

この日の朝、6時2分。大音響で叩き起こされたことがご記憶に新しいことと思います。北朝鮮の弾道ミサイルが日本上空を通過し、Jアラート（全国瞬時警報システム）が初めて作動した日でした。対象地域（12道県）のリストに長野県も。自宅にいた私は瞬時に、窓の近くから離れるよう家族に指示するとともに、頭をよぎったのが「きょうの研修会、中止かも…」でした。



研修会は午後でしたが、参加者は約60名。「この研修会に参加された皆様には、まず敬意を表します」と私から御礼を申し上げました。これだけ多くの方が参加された研修会も久しぶりのことです。皆さん寝不足だったと思いますが、熱心に3時間聴講していただきました。

1 法定相続情報証明制度について

この制度は、相続登記の促進を目的として平成29年5月29日から運用が開始されました。資格者代理人として行政書士も挙げられています。従来の相続手続では、複数の銀行等に戸（除・改製原戸）籍謄本の束を何度も出し直す必要がありました。しかしこの制度では、法定相続情報一覧図の写しを法務局から交付してもらえば、それを戸籍の束の代わりに使用できるようになりました。一覧図の写しの交付は無料で、5年間は再交付の申出もできます。

研修会では、制度の概要をはじめ、申出書に記載すべき内容や添付書類等の具体的な説明がありました。これまでは離婚・認知等あまり他人に知られたくない事項が記載された戸籍謄本等を銀行等に提出しなければなりませんでした。一覧図の写しには離婚した相手方の記載は不要で、続柄も「子」で足ります。小林部員は、「心理的抵抗のある事項については、一切記載する必要がなく、そのような観点からは非常によい制度かもしれません」と制度の意義を評価されました。

なお、「法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書」「法定相続情報一覧図の再交付の申出書」「委任状」は、長野県行政書士会ホームページの会員専用ページからもダウンロードできるようになっておりますので、ご活用ください。

2 戸籍の読み方

被相続人の出生時から死亡時までの連続した戸（除・改製原戸）籍謄本を集めようとした場合、部分的に抜け落ちてしまうことがあります。戸籍制度の改正による戸籍のスタイルの変更などがその原因です。

研修会では、小林部員の豊富な経験・知識をもとに、資料として配付されたさまざまな戸籍を参照しながら戸籍の読み方の手ほどきを受けました。

3 職務上請求書の使い方

職務上請求は、行政書士制度を含む専門国家資格制度に対する国民の信頼を基盤として、国民の利便のために認められた制度です。しかし、その使用方法を誤れば他人のプライバシーを侵害するおそれがあり、専門国家資格制度に対する信頼が損なわれることにもなります。研修会ではまず、この点が強調されました。

そのほか、職務上請求書の具体的記載内容について、14のケースの説明がありました。



4 相続人と相続分

相続の業務では、相続人となる者はだれか、法定相続分はどうなるのかを考えなければなりません。各種相続の11事例について、参加者に研修会で考えていただきました。

「皆さんにも答えていただきます。私と目が合った後に目をそらした場合、その方に解答をお願いしたいと思います」

講師の言葉で会場に緊張が走り、皆さん目を合わせないようにしたのは言うまでもありません。出された問題はたとえば次のようなものです。

「被相続人甲（昭和57年9月20日死亡）には配偶者乙のほか、存命の父丙及び母丁がいます。相続人はだれか、そしてその相続分はどうなるでしょうか」

この場合、配偶者、直系尊属はいずれも相続人となります（民法890条、889条1項1号）。相続分は、配偶者が3分の2、直系尊属は3分の1です（同法900条2号）。そして、直系尊属が数人いるときは、各自の相続分は相等しくなります（同条4号）。そこでこのケースに当てはめると、まず相続人は乙丙丁の3人。直系尊属は2人いますから、各人の相続分は3分の1にさらに2分の1を掛けたものになります。したがって、相続分は乙が3分の2、丙と丁がそれぞれ6分の1です。

5 遺言書作成支援業務のための基礎知識

遺言書の各種方式、遺言執行について概略を説明していただきました。

研修会は、相続・遺言に関連する盛りだくさんの内容でした。簡潔に分かりやすく説明された小林部員には、参加者から最後に大きな拍手が送られました。研修会で配付された資料も充実の70ページ超。参加者の皆様には資料を再度しっかりと読み返していただければと思います。

今年度の法務部では、①基礎的な研修会の開催、②予防法務の推進、③特定行政書士の育成の3つを柱に計画を立てております。皆様の業務のお役に立てるよう努めてまいりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。建設的なご意見、ご要望もお待ちしております。

ダイバーシティ経営セミナー2017 in NAGANOに参加しました

副会長 赤羽 康志

8月29日に関東経済産業局主催、一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター運営による経営セミナーが長野市のホテル信濃路で開催されました。

今年になって行われた長野県主催のグローバルキャリアフェア、JETRO主催のグローバル人材活用セミナーと同様に外国人留学生と採用したい企業とのマッチングに関するセミナーでした。長野県行政書士会も共催者として参加し、吉田副会長と共に「外国人を採用する上で知っておきたい在留資格該当性について」のお話をしました。



平成29年度地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業
地域の中小企業から、コトソンをおもしろく。
GO! WONDER COMPANY.

ダイバーシティ経営セミナー2017 in NAGANO

中小企業の外国人材活躍を支援するため、留学生の支援を行う機関や留学生の就職活動に携わる教育機関のご担当者の方から、現状と課題、展望をうかがい、留学生にどのようにアクセスするか、どのような人材として期待するのか、採用のヒントを得ます。

平成29年 8月29日 火
【開催時間】13:30～17:10(受付12:30～)
【会場】ホテル信濃路(2階 浅間)
TEL 026-226-5212

募集要項

対象者 経営者・経営幹部・人事総務ご担当者、一般
参加料 無料 定員 100名(先着順)
締切 8月25日(金) 申込み 裏面の申込書をお送りください

こちらにも是非ご参加ください
「ダイバーシティ経営セミナー2017 in UEDA」
【日時】平成29年8月24日(木) 13:30～17:00
【会場】上田信用金庫 本店「しんきんイベントホール」
上田市材木町1-17-12

主催/関東経済産業局
共催/JETRO長野、長野県、専門学校長野ビジネス外語カレッジ、長野大学、長野県中小企業団体中央会、長野県行政書士会
協力/長野労働局
運営/一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター(委託団体)

本事業は平成29年度予算「関東経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業(地域中小企業人材コーディネート事業)」として実施いたします。

プログラム

○開催挨拶 (13:30～13:40)
第1部
○基調講演 (13:40～14:40)
演題 外国人材の育成と定着について
ジェトロ新輸出大国コンソーシアム事業
エキスパート(高度外国人材事業活用分野)
綾戸 高志氏

【プロフィール】九州大学理学部卒業後、株式会社アールエーに入社し、企業の国際化推進に貢献。九州リサーチセンター総合企画課課長、営業課課長、九州グループ・アジア・パシフィック株式会社を設立。企業のグローバル人材採用、入社前育成、入社後定着支援、入社後活躍支援、異文化理解とコミュニケーションの推進が可能。大学の国際活動に関する講演や企業での経営者の活用セミナーでの講演も実施。また、ジェトロ「新輸出大国コンソーシアム事業」において新輸出大国エキスパートとして採択され、海外展開を支援する中小企業に対して高度外国人材採用に関する支援を行っている。

○講演 (14:40～15:40)
第2部
「長野県の現状と外国人材の活用に向けて」
長野県県民文化部国際課 多文化共生係 早川 真由美氏
「文部科学省：留学生就職促進プログラム
「かがやき・つなぐ」北陸・信州留学生就職推進プログラムについて」
信州大学 グローバル教育推進センター 准教授 永田 浩一氏
「留学生の就職率・就職意識 / 採用状況」
長野大学 キャリアサポート課 課長 轟田 敬子氏
「外国人材の有効活用と就業機会」
株式会社エー・トゥー・ゼット 代表取締役 マキナリー 浩子氏
※長野県内企業に、外国人・バイリンガル人材の紹介/派遣をしています

○事例紹介 (15:50～16:20)
第3部
外国人材「外国人留学生の活躍」
専門学校長野ビジネス外語カレッジ
学校紹介 校長 志摩 浩一氏
留学生の意識/採用状況
キャリアサポートセンター キャリアコンサルタント 高木 良幸氏
RAKO華乃井ホテル × LAMA ARATI氏

○講演 (16:20～17:00)
「外国人を採用する上で知っておきたい在留資格該当性について」
長野県行政書士会 副会長 広報監察部長兼任 吉田 靖史氏
副会長 国際部長兼任 赤羽 康志氏

○関東経済産業局「新ダイバーシティ経営100選」について
関東経済産業局から新「ダイバーシティ経営企業」について招待 (17:00～17:10)

○名刺交換交流会 (17:10～)

長野県、大学や専門学校、留学生の就職を支援する機関等から外国人材の採用に関する現状と課題が報告されました。採用したくても在留資格を取得しなければ雇用できない現実があり、入国管理局への手続きに際しては注意しなくてはならないことが数多くあります。

企業、学校からの相談も列ができるほどで、私たち行政書士の役割の重要性を再認識しました。

業 務 資 料

平成29年8月25日

長野県行政書士会会長 殿

長野地方裁判所事務局長 池 野 仁

長野家庭裁判所事務局長 長 谷 明 子

旧姓使用について（事務連絡）

平素は裁判所の業務に関し格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、裁判所では、行政府省と同様に、男女共同参画社会の実現に向けての社会情勢の動き等に鑑み、平成13年10月から、裁判官を含む裁判所職員に対して、一定の文書等について旧姓使用を認めており、その後、順次、対象となる文書の範囲を拡大してきたところですが、9月1日から、裁判関係文書についても、旧姓使用を認めることといたしました。

この取扱いは、常勤職員だけでなく、非常勤職員である調停委員、司法委員等についても同様となりますので、お知らせいたします。

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長

様

長野県行政書士会会長

長野県環境部長

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたことに伴う
産業廃棄物収集運搬業許可証の書換交付に係る申出書の提出について（依頼）

貴会におかれましては、日頃から当県の廃棄物行政に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。）等の改正については、平成 29 年 9 月 4 日付け 29 資第 174 号で通知したところです。

これらの改正に伴い、排出事業者等に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が処理できることを明らかにするため、産業廃棄物収集運搬業許可証について、取り扱う産業廃棄物の種類にその旨を明記することとされるとともに、改正政令の施行の際現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている産業廃棄物収集運搬業者は、改正政令の施行をもって許可の変更を伴わないこととされました。

このため、当県では、申出書の提出により本件廃棄物の取扱い状況を確認することとし、その手続を、別添「産業廃棄物収集運搬業に係る水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について」のとおり行いますので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、長野県ホームページに当該手続に係る案内ページの開設を予定しています。

記

○ 添付書類

- ・産業廃棄物収集運搬業に係る水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について
- ・様式「申出書、（第 1 面）、（第 4 面）、（第 5 面）、（第 7 面）」
- ・様式の記載例

○ 長野県環境部資源循環推進課ホームページ（平成 29 年 9 月中旬公開予定）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kensei/soshiki/soshiki/kencho/haikibutsu/index.html>

○ 環境省ホームページ

- ・水銀廃棄物関係
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>
- ・水銀廃棄物ガイドライン（平成 29 年 6 月）
http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf

【参考資料】

- ・産業廃棄物収集運搬業者向け水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る改正内容のお知らせ

担 当	資源循環推進課 廃棄物審査係 （課長）丸山 良雄 （担当）萩原 大輔
電 話	026-235-7164
ファクシ	026-235-7259
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

産業廃棄物収集運搬業に係る水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について

長野県環境部資源循環推進課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。）等が改正され、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成 29 年 10 月 1 日に施行されます。

施行令等の改正に伴い、排出事業者等に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（以下「本件廃棄物」という。）が処理できることを明らかにするため、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「許可証」という。）について、取り扱う産業廃棄物の種類にその旨を明記することとされるとともに、平成 29 年 10 月 1 日において現に本件廃棄物を取り扱っている産業廃棄物収集運搬業者は、同日の施行をもって許可の変更を伴わないこととされました。

当県では、現に本件廃棄物を取り扱っている産業廃棄物収集運搬業者については、申出を行っていただくことにより、変更許可申請の手続を経ることなく許可証の書換えを行うこととしました。

なお、同年 10 月 1 日以降は、追加された処理基準（施行令第 6 条第 1 項）や委託基準（施行令第 6 条の 2）を満たすことが必要です。

また、本件廃棄物の取扱いの有無を確認するため、10 月 1 日において本件廃棄物の取扱いがない場合にも、更新許可申請時や変更届出時に申出書を提出してください。

記

1 申出書等の提出先

現に有する産業廃棄物収集運搬業許可の申請を行った地域振興局環境課

2 申出方法

- (1) 申出の受付期間 平成 29 年 9 月 19 日（火）から、申出の必要な方が申出を終えるまで。
- (2) 提出部数 1 部

3 申出に必要な書類

- ・ 申出書
- ・ 添付書類（次の区分に応じて提出願います。）
 - ①水銀使用製品産業廃棄物を 10 月 1 日以降引き続き取り扱う場合
（第 1 面）、（第 5 面）、（第 7 面）
 - ②水銀含有ばいじん等を 10 月 1 日以降引き続き取り扱う場合
（第 1 面）、（第 4 面）、（第 5 面）、（第 7 面）

4 留意事項

- (1) 許可証の書換交付後は、従前の許可証を返戻してください。
- (2) 平成 29 年 10 月 1 日時点で、本件廃棄物を取扱っている場合、許可証の書換えまでの間は、引き続き本件廃棄物を取扱うことができます。
- (3) 新たに適用される水銀使用製品産業廃棄物の保管基準を満たすため、当該水銀使用製品産業廃棄物の積替保管施設を変更（積替保管施設を増設する場合を含む。）した場合には、「産業廃棄物処理業変更届出書」（廃棄物処理法施行規則様式第 11 号）を提出してください。
- (4) 本件廃棄物のいずれも取り扱わない場合、申出に必要な書類は申出書のみです。
- (5) 申出書の提出後、新たに本件廃棄物を取扱う場合には、変更許可が必要です。

申 出 書

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

印

「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の取扱いについて、下記のとおり申し出ます。

記

1 申出を行う産業廃棄物収集運搬業

積替保管の有無 (いずれかに○)	有	無
許可番号	第 号	

2 水銀含有ばいじん等又は水銀使用産業廃棄物を既に取扱っているか。(いずれかに○)

有 無
(→3以降へ) (→以上で終了です。)

3 水銀含有ばいじん等又は水銀使用産業廃棄物のいずれを扱うか。(いずれかに○)

水銀含有ばいじん等 水銀使用産業廃棄物 いずれも

4 取り扱う産業廃棄物の種類

(1) 水銀含有ばいじん等

廃棄物の種類	取扱いの有無 (○、×)
燃え殻	水銀 (水銀化合物を含む)
鉱さい	まかれる水銀を含む)
ばいじん	15mg/kg を超えて含有するもの
汚泥	水銀 (水銀化合物を含む)
廃酸	まかれる水銀を含む)
廃アルカリ	15mg/l を超えて含有するもの

(2) 水銀使用製品産業廃棄物

廃棄物の種類	取扱いの有無 (○、×)
汚泥	
廃油	
廃酸	
廃アルカリ	
廃プラスチック類	
ゴムくず	
金属くず	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
(上記以外の品目は具体的に記載)	

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月) (m ³ /d)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替又は保管を行う場所又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(H本工業廃物 A列4番)

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時期、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

(2) 収集運搬業務を行う時間

(3) 休業日

従業員数の内訳

申請者又は申請者の登記上の役員に該当する使用人外の役員の役員	従業員数の内訳					計
	事務員	運転手	作業員	その他	現在	
申請者又は申請者の登記上の役員に該当する使用人外の役員	人	人	人	人	人	人

(第5面)

5. 環境保全措置の概要（選搬に際し講ずる措置、積置施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途
注意事項 ・ 容器等の全体が写るよう撮影すること。	

撮影 年 月 日

運搬容器等の名称

用途

運搬容器等の名称	用途
注意事項 ・ 容器等の全体が写るよう撮影すること。	

撮影 年 月 日

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

- ・ 現在、取り扱っている長野県内の事業場から発生する水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等を中間処理場に運搬する。

・ 申出を行う「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るもののみ記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬先等

特別管理産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はt/年)	性状	予が排出事業場の名称及び所在地	積集又は貯蔵を行う場所又は積集・貯蔵を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合体 (水銀使用製品産業廃棄物)	1 t	固形 (袋装)	〇〇工業㈱ 他 2社 長野県佐久市**	なし	〇〇△産業 長野県佐久市**
2 汚泥、金属くずの混合体 (水銀使用製品産業廃棄物)	1 t	固形 (乾置池)	〇〇工業㈱ 他 2社 長野県伊那市**	なし	〇〇△環境 長野県伊那市**
3 汚泥 (水銀含有ばいじん等)	5 t	泥状 (〇〇〇〇)	〇〇〇工業	なし	△△△産業 〇〇県〇〇市**
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

4. 収集運搬業務の具体的な計画 (市向毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

- (1) 車両毎の用途
- ・ キャブオーバーン
 - ばいじん

(2) 収集運搬を行う時間
午前8時30分～午後5時

(3) 休業日
日曜、祝祭日、年末年始 (12月28日～1月3日)

従業員数の内訳

申請者又は申請者の登記上の役員	平成〇〇年〇〇月〇〇日現在						
	取手第6条の10で規定する第4条の7に規定する使用人の役員	相談役、顧問等	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

5. 原簿保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、梱装施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

・水銀使用製品産業廃棄物（○○○○）は、△△△△し、破砕を防止するとともに、その他の物と混さないよう他の物と区分して運搬する。

・上記の○○○○には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

・水銀含有ばいじん等は、△△△△し、水銀の揮発及び漏えいを防止する措置を講じた上で、運搬する。

・上記の△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。
・運搬方法は、水銀廃棄物ガイドライン※に従い、性状に応じて水銀の漏えい防止措置（薬付の袋等に入れる、二重に梱包する、シートで被う等）、高温防止措置をとることが望まれます。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

・水銀使用製品産業廃棄物は、掲示板に種類を明示するとともに、□□□□し、その他の物を混合するおそれのないよう保管する。

・上記の□□□□には仕切りを設ける、専用の容器に入れる等、他の物と分ける保管方法を記載してください。

・水銀含有ばいじん等は、掲示板に種類を明示するとともに、△△△△し、水銀の揮発及び漏えいを防止する。

・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な保管方法をききさいしてください。
・保管方法は、水銀廃棄物ガイドライン※に従い、性状に応じて水銀の漏えい防止措置（薬付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで被う等）、高温防止措置をとることが望まれます。

※「水銀廃棄物ガイドライン（環境省大臣官庁廃棄物・リサイクル対策部 平成29年6月）」参照

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途	水銀使用製品産業廃棄物
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器等の全体が写るように撮影すること。 	<p>撮影</p> <p>平成○○年□□月××日</p>	<p>・運搬過程において水銀使用製品産業廃棄物が破損することがなく、他の物と区分する容器を使用してください。</p>
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器等の全体が写るように撮影すること。 	<p>撮影</p> <p>平成○○年□□月××日</p>	<p>・運搬過程において水銀が揮発・漏えいすることのない容器を使用してください。</p>

＜産業廃棄物収集運搬業者の皆様へ＞

産業廃棄物の収集運搬について、平成29年10月1日以降、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には新たな対応が必要です。

○ 水銀に関する水銀条約

「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水銀条約」が平成29年8月16日に発効しました。水銀条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

○ 廃棄物処理法の改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）の公布が平成29年6月9日であり、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定額され、平成29年10月1日に施行されます。水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に処理基準や委託基準等が追加され、許可においてその取扱いを明らかにすることとなりました。具体的には、「業の許可証」、「委託契約書」、「マニフェスト」、「廃棄物保管場所の掲示板」及び「帳簿」に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを記載する必要があります。

○ 産業廃棄物収集運搬業許可の取扱い

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に処理基準や委託基準が追加されたことに伴い、当該産業廃棄物を許可証に記載することとなりました。平成29年10月1日時点でのこれらの廃棄物を取扱っている場合、変更許可申請の手続きを経ることなく、申出書の提出により水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が取り扱える旨を許可証に記載します。なお、許可証の書換えまでの間は、引き続きこれらの産業廃棄物を取扱うことができますが、平成29年10月1日以降新たに取扱う場合には変更許可が必要となります。また、許可証の書換えの有無にかかわらず、処理基準は平成29年10月1日から適用されます。

1 許可に係る申出

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等

- 水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物（以下「本件廃棄物」という。）の取扱いの有無について申出書を提出してください。当該産業廃棄物を引き続き取り扱う方は、再出により許可証を書き換えます。

＜提出書類（提出部数 1部）＞

- ・ 申出書
- ・ 添付書類（次の区分に応じて提出願います。）
 - ①水銀使用製品産業廃棄物を10月1日以降引き続き取り扱う場合（第1面）、（第5面）、（第7面）
 - ②水銀含有ばいじん等を10月1日以降引き続き取り扱う場合（第1面）、（第4面）、（第5面）、（第7面）
- 申出書の受付開始日
平成29年9月19日（火）
- 許可証の記載方法
産業廃棄物の種類に続けて、「（水銀含有ばいじん等を含む。）」、「（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」と記載します。
- 留意事項
 - ・ 許可証の書換交付後は、従前の許可証を返戻してください。
 - ・ 平成29年10月1日時点で、本件廃棄物を取扱っている場合、許可証の書換えまでの間は、引き続き本件廃棄物を取扱うことができます。10月1日以降は、追加された処理基準（施行令第6条第1項）や委託基準（施行令第6条の2）を満たすことが必要です。
 - ・ 新たに適用される水銀使用製品産業廃棄物の保管基準を満たすため、当該水銀使用製品産業廃棄物の積集保管施設を変更（積集保管施設を増設する場合を含む。）した場合には、「産業廃棄物処理業変更届出書」（廃棄物処理法施行規則様式第11号）を提出してください。
 - ・ 本件廃棄物のいずれも取り扱わない場合、申出に必要な書類は申出書のみです。
 - ・ 申出書の提出後、新たに本件廃棄物を取扱う場合には、変更許可が必要ですが、

様式等については、長野県環境部資源循環推進課のホームページをご覧ください。
（URLを記載）（平成29年9月中旬公開予定）

2-2 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

水銀含有ばいじん等の対象

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/L以上含有するもの

◎なお、「廃水銀等」や「水銀を含む特別管理産業廃棄物」を取扱う場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

3 新たに追加された処理基準

3-1 水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）

（保管基準）

- 他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
 - 掲示板の「産業廃棄物の種類」欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載すること。
 - 破損、水銀の流出を防止すること。破損した物は密閉した容器に入れる等、水銀が飛散、流出しないよう留意すること。
- （収集運搬基準）
- 破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区分して収集運搬すること。
 - 積替保管を行う場合は、上記の保管基準と同様の措置を講ずること。

3-2 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）

（保管基準）

掲示板の「産業廃棄物の種類」欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨を記載すること。

（収集運搬基準）

- 性状により必要に応じて、蓋付の容器を用いたり、高温対策の措置を講ずることが望まれます。
- 積替保管を行う場合は、上記の保管基準と同様の措置を講ずること。

4 排出事業者の委託基準等

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等（いすゞ）

（委託契約）

- 処理業者の許可証
取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要です。

※ 平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、許可証の書換え方法の問は、引き続きこれらの産業廃棄物を取り扱うことができます。

(2) 委託契約書

委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記してください。

※ 平成29年10月1日より前に締結している委託契約書については、次回契約更新時に当該事項を記載してください。また、日動更新制度がある場合は、覚書等により当該事項を記載することが望まれます。

(3) 処理業者の処理方法の確認

水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収することが可能な業者に委託する必要があります。中間処理を委託するためには、水銀が大気中に放出しない措置が講じられた施設のある処理業者に委託することが必要です。

（マニフェスト等）

(1) マニフェスト

マニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合にはその旨及びその数量を記載してください。

(2) 情報の伝達

引渡しの際、必要に応じて、マニフェストの備考欄に記載する等して、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」で水銀回収が必要なものである場合にはその旨、水銀が使用されている部品・材料の部分等の必要な情報を処理業者に伝えるよう努めてください。

◎ 産業廃棄物収集運搬業者の皆様におかれましては、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いについて、排出事業者の方への注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

29 資号外
平成 29 年（2017 年）9 月 20 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長
様
長野県行政書士会会長

長野県環境部資源循環推進課長

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたことに伴う
産業廃棄物収集運搬業許可証の書換交付に係る申出書様式の修正について（依頼）

貴会におかれましては、日頃から当県の廃棄物行政に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、平成 29 年 9 月 7 日付け 29 資第 178 号で水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたことに伴う産業廃棄物収集運搬業許可証の書換交付に係る通知をしたところですが、当該申出書の様式の記載内容を下記のとおり修正しました。

つきましては、お手数をおかけしますが、今後は修正後の申出書様式を御使用いただくよう御了知いただくとともに、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、平成 29 年 9 月 30 日までは旧様式を使用できます。

記

○ 修正内容 ・様式 「申出書」

修正箇所	新	旧
記 2	平成 29 年 10 月 1 日時点で現に水銀含有ばいじん等又は水銀使用産業廃棄物を取り扱っているか。	水銀含有ばいじん等又は水銀使用産業廃棄物を既に取扱っているか。

○ 長野県環境部資源循環推進課ホームページ

https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/tebiki/documents/suigin/shuun_taiou.html

担 当	資源循環推進課 廃棄物審査係 (課長) 丸山 良雄 (担当) 萩原 大輔
電 話	026-235-7164
ファクシ	026 235-7259
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

申 出 書

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

郵便番号
住 所 名
氏 名
印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の取扱いについて、下記のとおり申し上げます。

記

- 1 申出を行う産業廃棄物取扱業種概要

積保管の有無 (いずれかに○)	有	無
許可番号	第	号

- 2 平成 29 年 10 月 1 日時点で既に水銀含有ばいじん等又は水銀使用産業廃棄物を取り扱っているか。(いずれかに○)

有 無
(→3以降へ) (→以上で終了です。)

- 3 水銀含有ばいじん等又は水銀使用産業廃棄物のいずれを扱うか。(いずれかに○)

水銀含有ばいじん等 水銀使用産業廃棄物 いずれも

- 4 取り扱う産業廃棄物の種類

(1) 水銀含有ばいじん等

廃棄物の種類		取扱いの有無 (○、×)
燃え殻	水銀 (水銀化合物に含 まれる水銀を含む) を 15mg/kg を超えて含有 するもの	
銻さい		
ばいじん		
汚泥	水銀 (水銀化合物に含 まれる水銀を含む) を 15mg/L を超えて含有 するもの	
廃酸		
廃アルカリ		

- (2) 水銀使用製品産業廃棄物

廃棄物の種類	取扱いの有無 (○、×)
汚泥	
廃油	
廃酸	
廃アルカリ	
廃プラスチック類	
ゴムくず	
金属くず	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (上記以外の項目は具体的に記載)	

一般社団法人長野県資源循環協会 協会会長

様

長野県行政書士会会長

長野県環境部長

産業廃棄物収集運搬業の許可申請に係る手引の改定について (通知)

このことについて、事業者向け産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引を下記のとおり改定しますので、お知らせします。

記

- 1 改定する手引
(1) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設なし)
(2) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設あり)

2 改定の概要

- ・廃棄物処理法施行規則の一部改正 (平成 29 年 10 月 1 日施行) に伴うもの
- ・序章の改正

※主な改定内容は、各手引の表紙の裏面に掲載しています。

- 3 改定年月日
平成 29 年 10 月 1 日

4 公開先ホームページアドレス

【(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替保管施設なし) 許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibu/kurashi/shinse/recycling/suisetsunashi/index.html>
【(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替保管施設あり) 許可申請の手引】
<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibu/kurashi/shinse/recycling/suisetsuzari.html>

相 当	資源循環推進産業廃棄物審査係
電 話	課長：丸山 良雄 担当：萩原 大輔 026-235-7164
F A X	026-235-7259
電子メール	haikishinse@pref.nagano.lg.jp

一般社団法人長野県資源循環協会 協会会長

様

長野県行政書士会会長

長野県環境部長

産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処分業の許可申請に係る手引の改定について (通知)

このことについて、事業者向け産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処分業の許可申請の手引を下記のとおり改定しますので、お知らせします。

記

- 1 改定の概要
・廃棄物処理法施行規則の一部改正 (平成 29 年 10 月 1 日施行) に伴うもの
・序章の改正

※主な改定内容は、手引の表紙の裏面に掲載しています。

- 2 改定年月日
平成 29 年 10 月 2 日

3 公開先ホームページアドレス

【産業廃棄物処理施設・(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibu/kurashi/shinse/recycling/sanhaishori.html>

相 当	資源循環推進産業廃棄物審査係
電 話	課長：丸山 良雄 担当：萩原 大輔 026-235-7164
F A X	026-235-7259
電子メール	haikishinse@pref.nagano.lg.jp



事務連絡
平成29年9月28日

長野県行政書士会 会長 殿

長野県行政評価事務所
総務省長野行政評価事務所
行政評価事務所から行政監視行政相談センターへの組織再編について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、総務省行政評価局では、業務を効率的・効果的に進めていくため、平成29年10月から、行政評価事務所における内部管理業務や調査業務を関東管区行政評価局（埼玉県さいたま市）に集約します。
これに伴い、長野行政評価事務所は「長野行政監視行政相談センター」に組織再編しますが、行政相談業務は引き続き現地で実施するほか、同センターでは、行政課題把握等に取り組みるとともに、地域の関係者への必要な情報発信などに一層取り組むことと、引き続き、ふるしくお預けいたします。
詳しくは、別紙又はセンターのホームページをご覧ください。

なお、センターへの組織再編に伴う所在地や連絡先の変更はありません。

(本件についての10月以降の連絡先)

担当：市庁行政相談官 俊田 昌幸
電話：026(235)5566
E-mail: nagano10@source.go.jp

平成29年10月から長野行政評価事務所は、

「長野行政監視行政相談センター」に変わります。
～センターへの政務に伴う所在地や連絡先の変更はありません～

組織の見直し

- ◆ 業務を効率的・効果的に進めていくため、長野行政評価事務所における内部管理業務や調査業務を関東管区行政評価局（さいたま市）に集約します。
- ◆ 長野行政評価事務所は、長野行政監視行政相談センターに改称しますが、行政相談業務は引き続き現地で実施するとともに、センターでは地域の関係者に必要な情報発信などに一層取り組めます。
- ◆ 行政評価局調査は、集約化により機動的な調査をすることが可能となります。これまで以上に地方自治体などから寄せられた情報を活用し、地域の声をより国政に反映させる調査を行います。

行政課題

国の行政などに對する苦情や意見・要望を分野を問わず幅広く受け付け、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあつせんを行い、解決や集約の促進を図るものです。総務大臣から發給を受けた約100人の行政相談委員と協働しています。

行政評価局調査
政務の担当府省とは異なる立場から、実施課題により行政効果や業務遂行上の課題を把握・分析し、政策評価・業務運営の見直し、改善力案を提示するものです。

センターで行う業務

【情報発信・情報収集】

- ◆ 現地の拠点として、必要な情報発信を行うとともに、地域の関係者との日頃の意見交換、情報共有などを一層図ることにより、行政上の課題の把握・分析に取り組んでまいります。

【行政相談】

- ◆ 行政相談委員と連携し、行政相談機能の一層の充実・強化に取り組めます。また、行政相談委員とともに都道府県・市町村を訪問し、国の行政に関するご意見を伺うなど、地方自治体との連携強化に取り組めます。

行政評価局調査

- ◆ 管区行政評価局の職員が行政評価局調査を実施することにより、管内を広域・機動的に調査することが可能となります。これにより、国の行政の現場における実態の把握・分析を強化します。
- ◆ 都道府県・市町村への調査は、国の行政機関の制度や業務運営の改善を促すためにご協力いただくものです。管区行政評価局の職員が調査に伺いますが、引き続き調査へのご協力をお願いいたします。

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金又は請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。か、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので是非御利用をお願いします。

行政書士 PR 用パンフレットの注文

行政書士の PR 用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

支 部

氏 名

部購入 (送料は自己負担)



幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	3,000円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸籍謄本等職務上請求書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自然公園法の手引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

会 議 報 告

□ADR特別委員会

- 1 と き 平成29年7月14日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
 - (1) ADRセンター運営会議の認証申請までのスケジュール確認
 - (2) 規程、運営についての確認
 - (3) その他

□行政書士ADRセンター長野運営委員会準備会

- 1 と き 平成29年7月14日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、山崎、金子、江口各弁護士
- 4 会議事項
 - (1) ADRセンター運営会議の認証申請までのスケジュール確認
 - (2) 規程、運営についての確認
 - (3) その他

□農林建設部会

- 1 と き 平成29年7月18日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島部長、常盤副部長、山田、小島各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度事業計画の立案について
 - (2) 支部専門部会長連絡会議の内容協議について
 - (3) 県関係箇所へのあいさつまわり
 - (4) その他

□税理士会総会

- 1 と き 平成29年7月18日(火)

- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野

- 3 出 席 者 吉田副会長

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 平成29年7月19日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 二瓶、岡田各部員、受講者11名

□長野運輸支局へのあいさつ回り

- 1 と き 平成29年7月21日(金)
- 2 と ころ 長野市、長野運輸支局
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、良川部員

□県商工会連合会主催長野県消費税軽減税率制度実施協議会

- 1 と き 平成29年7月24日(月)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 宮下総務部長

□環境生安部会

- 1 と き 平成29年7月25日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田副会長、柳澤部長、島田副部長、新井、八幡各部員
- 4 会議事項
 - (1) 関係官庁挨拶回り
 - (2) 広報活動計画検討
 - (3) 研修会計画検討
 - (4) その他

□暴力団等排除対策委員会

- 1 と き 平成29年7月25日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、支部長、総務部長

- 4 県警等 刑事部暴力団排除推進室室長大日方正明様、同暴力団排除推進室課長補佐齊藤航様、(公財)長野県暴力追放県民センター事務局長岩渕辰雄様

5 会議事項

- (1) 新委員の委嘱について
- (2) 副委員長の互選について
- (3) 最近の暴力団情勢について
- (4) 情報交換
- (5) その他

□支部長会

- 1 と き 平成29年7月25日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、支部長、総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 会員の指導について
 - (2) 本会への要望について
 - (3) 危機管理について
 - (4) 行政書士会の広報・PRについて
 - (5) その他

□長野県行政書士会顧問・相談役との情報交換会・懇親会

- 1 と き 平成29年7月25日(火)
- 2 ところ 長野市、会館・ホテル国際21
- 3 出席者 正副会長、支部長、総務部長
- 4 顧問・相談役 小泉俊博小諸市長、小島康晴、吉川彰一、高橋岑俊、小川修一各県議会議員、竹内波美男顧問、湯澤廣雄相談役
- 4 会議事項
 - (1) 行政書士会の現状と基本方針について
 - (2) 情報交換について
 - (3) その他

□一日合同行政相談所

- 1 と き 平成29年7月26日(水)
- 2 ところ 佐久市、佐久平交流センター
- 3 出席者 荻原、井出各佐久支部会員

□ADR特別委員会

- 1 と き 平成29年7月28日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
 - (1) 規則、規程の修正確認作業
 - (2) 事前相談、認証申請書類準備
 - (3) 研修会準備
 - (4) その他

□国際部会

- 1 と き 平成29年8月1日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部长、西澤部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成29年度事業計画について
 - (2) 関係機関へのあいさつ回り
 - (3) その他

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 平成29年8月2日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 永村副部长、岡田部員、受講者11名

□ADR特別委員会

- 1 と き 平成29年8月2日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
 - (1) 研修会の企画について
 - (2) 運営委員会準備会について
 - (3) その他

□行政書士ADRセンター長野運営委員会準備会

- 1 と き 平成29年8月2日(水)
- 2 ところ 長野市、会館

3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、山崎、金子、江口各弁護士

4 会議事項

- (1) ADRセンター長野規程、運営について確認
- (2) その他

□広報監察部会

1 と き 平成29年8月3日(木)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 吉田部長、長田、鈴木各副部長、宇賀神、土屋、五味、茂住各部員

4 会議事項

- (1) 会報について
- (2) ホームページの活用について
- (3) 行政書士制度広報月間について
- (4) 社会貢献活動について
- (5) 監察活動について
- (6) 会員名簿について
- (7) その他

□(一社)長野県建築士会主催建築・住宅に係る消費者総合相談体制の構築に向けた打ち合せ会議

1 と き 平成29年8月18日(金)

2 ところ 長野市、ホテル国際21

3 出席者 松島農林建設部長

□運輸交通部会

1 と き 平成29年8月21日(月)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 赤羽副部長、大槻部長、中塚副部長、良川部員

4 会議事項

- (1) 封印業務に関する規則等の内容確認及び協議について
- (2) その他

□第1回封印管理委員会

1 と き 平成29年8月21日(月)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、良川部員、佐久支部櫻井一太会員、諏訪支部関純子会員、飯田支部宮島裕一会員、松本支部吉田重二会員、長野支部松島良文会員

4 会議事項

- (1) 委員長・副委員長・委員の選出
- (2) 自動車封印内規の制定
- (3) 封印受領書の調製
- (4) 今後の日程

□特定行政書士法定研修

1 と き 平成29年8月23日(水)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 荻原部長、渡邊部員、受講者11名

□ADR特別委員会

1 と き 平成29年8月24日(木)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員

4 会議事項

- (1) 規則、規程集確認
- (2) 研修会の確認
- (3) その他

□行政書士ADRセンター長野運営委員会準備会

1 と き 平成29年8月24日(木)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、山崎、金子、江口各弁護士

4 会議事項

- (1) 規則・施行規則ほか規程集の見直し、確認
- (2) その他

□関地協国際業務連絡会

1 と き 平成29年8月24日(木)

2 ところ 東京都、東京都行政書士会

3 出席者 赤羽副会長

4 議 題

- (1) 副代表幹事の選出について
- (2) 連絡会の今後の運営方針について
- (3) その他

□国際部研修会

- 1 と き 平成29年8月25日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員、
受講者12名
- 4 研修内容 行政書士申請取次実務研修会
効果測定対策
- 5 講師 吉田副会長、国際部員

□法務部会

- 1 と き 平成29年8月29日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木下副部
長、榎原、小林各部員
- 4 会議事項
 - (1) 災害時対応の検討
 - (2) 相談会マニュアルの検討
 - (3) その他

□相続・遺言の基礎研修会

- 1 と き 平成29年8月29日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木下副部
長、榎原、小林各部員、会員49名
- 4 内容
 - (1) 法定相続情報証明制度について
 - (2) 戸籍の読み方
 - (3) 職務上請求書の使い方
 - (4) 質疑応答
- 5 講師 小林雅希法務部員

□関東経済産業局主催ダイバーシ ティ経営セミナー in NAGANO

- 1 と き 平成29年8月29日(火)
- 2 ところ 長野市、ホテル信濃路
- 3 出席者 吉田、赤羽各副会長
- 4 講演内容 外国人を採用する上で知っておき

たい在留資格該当性について

□ADR研修会

- 1 と き 平成29年8月30日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶
委員、手続実施者8名
- 4 内容
 - (1) ADR総復習
 - (2) 調停技法総復習
- 5 講師
 - (1) 深澤ADR特別副委員長
 - (2) 二瓶ADR特別委員

□研修部会

- 1 と き 平成29年9月4日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、永村副部長、渡邊、二
瓶、岡田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 特定行政書士考査直前対策セミナーについ
て
 - (2) 「行政書士ができる中小企業の事業承継」
研修会について
 - (3) 研修会調整会議について
 - (4) その他

□(株)像形との打ち合わせ会議

- 1 と き 平成29年9月5日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、鈴木副部長、土屋部員、
(株)像形高坂様、加藤様
- 4 会議事項
 - (1) ホームページの改定について

□法務関係部連絡会議

- 1 と き 平成29年9月12日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、荻原副会長、岡田部長、
木下副部長、榎原、小林各部員、
齋藤、中澤、常盤、平沢、古谷、

高田各部長

4 会議事項

- (1) 県本会法務部及び各支部の研修計画等の情報交換
- (2) 相談会マニュアルの検討
- (3) 災害時対応の検討
- (4) 意見交換

□ADR研修会

- 1 と き 平成29年9月14日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者7名
- 4 内 容
 - (1) 分野別基本解説(外国人関係・自転車事故関係)
 - (2) ロールプレイ
- 5 講 師
 - (1) 赤羽康志先生・大槻四郎先生

□公正取引委員会主催事業者団体向け独占禁止法コンプライアンス説明会

- 1 と き 平成29年9月15日(金)
- 2 ところ 東京都、公正取引委員会
- 3 出席者 萩原副会長
- 4 議 題
 - (1) 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針の概要
 - (2) 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する調査結果等

□栃木会副会長鈴木康夫先生黄綬褒章受章祝賀会

- 1 と き 平成29年9月16日(土)
- 2 ところ 宇都宮市、ホテル東日本宇都宮
- 3 出席者 山本会長

□支部運輸交通部会長会議

- 1 と き 平成29年9月20日(水)
- 2 ところ 長野市、会館

- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、良川部員、春日、関、宮島、松島、廣瀬各部長

4 会議事項

- (1) 封印業務に関する規則等の内容確認及び協議について
- (2) その他

□理事会

- 1 と き 平成29年9月20日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、萩原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、木下、深澤、白井、松島、岡田、長田、宮下、永村、鈴木、高田各理事、大槻部長
- 4 会議事項
 - (1) 丁種封印の受託に関する規則(案)等について
 - (2) 行政書士ADRセンター長野規則(案)等について
 - (3) 行政書士制度広報月間について
 - (4) 災害時の対応について
 - (5) コスモスとの協定書について
 - (6) その他

□長野県議会「信州・新風・みらい」との情報交換会

- 1 と き 平成29年9月20日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各部長、政治連盟会長・幹事長・各副会長、竹内久幸、下沢順一郎、小島康晴、山岸喜昭、石和大、依田明善、小林東一郎、堀場秀孝、荒井武志、埋橋茂人、今井愛郎、寺沢功希、花岡賢一各県議会議員

5 会議事項

- (1) 情報交換
- (2) その他

ADR特別委員会

- 1 と き 平成29年9月20日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
 - (1) 規則、規程集確認
 - (2) 研修会の確認
 - (3) その他

行政書士ADRセンター長野運営委員会準備会

- 1 と き 平成29年9月20日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、山崎、金子、江口各弁護士
- 4 会議事項
 - (1) 規則・施行規則ほか規程集の見直し、確認
 - (2) その他

国際部研修会

- 1 と き 平成29年9月21日(木)
- 2 と ころ 伊那市、伊那市立図書館
- 3 出 席 者 赤羽部長、春日副部长、西澤部員、会員21名
- 4 研修内容 外国人留学生の就職について実務と課題
- 5 講 師 国際部員

農林建設部各支部専門部会長連絡会議

- 1 と き 平成29年9月22日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、松島部長、常盤副部长、山田、小島各部員、依田、上島、金井、藤森、福井、東谷、仲村、小野、大前各部会長
- 4 会議事項
 - (1) 本会農林建設部事業計画(案)説明
 - (2) 各支部事業計画・本会への要望事項

(3) その他

(一社)長野県建築士会主催建築・住宅に係る消費者総合相談体制の構築に向けた打ち合せ会議

- 1 と き 平成29年9月28日(木)
- 2 と ころ 長野市、JA長野県ビル
- 3 出 席 者 小島農林建設部員

(一社)コスモス成年後見サポートセンター平成29年度通常総会

- 1 と き 平成29年9月28日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長

法務部研修会

- 1 と き 平成29年9月29日(金)
- 2 と ころ 松本市、あがたの森文化会館
- 3 出 席 者 荻原副会長、岡田部長、木下、横原各部員、会員47名
- 4 研修内容
 - (1) 民法改正の「復習」
 - (2) 民法改正における約款法の概要
- 5 講 師
 - (1) 信州大学経法学部 池田秀敏教授
 - (2) 信州大学経法学部 栗田 晶准教授

丁種封印名簿登載希望者事前研修会

- 1 と き 平成29年10月6日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部长、良川部員、受講者20名

日行連全国事務局長連絡会・登録担当者会議

- 1 と き 平成29年10月12日(木)、13日(金)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出 席 者 木内事務局長、大内職員

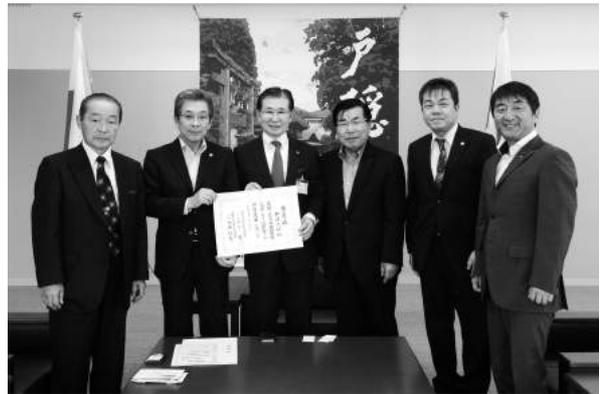
長野県行政書士政治連盟の活動報告

長野県行政書士政治連盟
幹事長 土屋 眞一

加藤久雄長野市長を訪問

9月20日、長野市長選挙（10月22日告示・10月29日投開票）の立候補予定者である加藤久雄現長野市長を訪問しました。

長野県行政書士政治連盟から三井会長、山本副会長（県本会会長）、赤羽（公）副会長、土屋（勝）副会長、土屋（眞）幹事長の五名が長野市役所市長室を訪れ、政治連盟幹事全会一致にて推薦されたことを報告し、推薦状をお渡しいたしました。



加藤久雄長野市長を訪問

長野市は言うまでもなく、長野県最大の人口があり、県庁所在地でもあります。市長との懇談の中で、人口の減少や少子高齢化の本格的な進行等の対応の中で長野市らしさを発揮していきたいとの話がありました。

行政書士政治連盟としても高齢者社会の対応の一つとして市の社会福祉協議会との連携などで行政書士の活用をお願いしました。限れた時間ではありましたが、市民に身近な街の頼れる法律家行政書士のお話もさせていただきました。

長野県議会「信州・新風・みらい」と情報懇談会

9月20日、長野県行政書士会会議室において、長野県議会の会派、「信州・新風・みらい」との情報懇談会をおこないました。

行政書士政治連盟からは、山本副会長（本会会長）、赤羽（公）副会長、土屋（勝）副会長、土屋（眞）幹事長、本会からは、副会長三名、各部長5名が参加しました。

会派からは、行政書士会員でもある小島康晴代表代行、下沢代表、山岸副代表、石和幹事長はじめ13名が参加しました。

懇談の中では、土屋幹事長が空き家対策、県審議会等での行政書士の活用、柳澤部長からは産廃手続き許可の迅速化、松島部長からは農地転用でのインターネット謄本、法人の定款等の書類について、赤羽（康）副会長からは外国人の災害時支援についてなど、その他多くの話が出ました。

参加した県議からも、大規模野菜栽培農家での外国人の就労についての話や災害・防災訓練に行政書士会としても参加してみてもどうかなど、現場を知っている県議ならではの意見も伺うことが出来ました。

その後、場所を変えて懇親会もおこなわれ、初めての試みではありましたが充実した情報交換会となりました。

このような会の橋渡しをしていただきました、小島県議にあらためてお礼を申し上げます。長野県行政書士政治連盟は県本会と連携し、業務の拡大と職域の確保に取り組んでいきますので、会員の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。



支部だより

最高に楽しかった 伊那支部 懇談会

長野県行政書士会顧問 竹内波美男先生 講演
テーマ『食える行政書士になるには』

伊那支部 副支部長
研修広報委員長 石川英二

さる9月7日、伊那支部では上記『懇談会』を開催いたしました。
今回のテーマである『食える行政書士』は、赤羽公彦伊那支部長が就任当初より、一番強く願いを込めて訴えていたことでした。

まず、赤羽支部長による熱い所信表明があり、会場全体が締まりました。

そして、竹内先生のウイットに富みながら非常に奥が深く、厳しい現実も見据えた講演内容は、聴いていて私自身胸が熱くなる思いでした。

パネルディスカッションでは、司会に二瓶裕史副支部長、パネラーに春日博幸会員・下島陽子会員・大澤剛会員の3名、竹内先生にはスペシャルアドバイザーになっていただき進められました。

二瓶副支部長の巧みな司会進行の中、パネラーの方々が独自の考えや意見を述べ、それに対して竹内先生が絶妙な受け答えをするといった、手前味噌ではありますが、本当に面白く奥の深い懇談会になりました。

私の胸に強く刺さった竹内先生の言葉は、

1. 仕事は楽しくやりたい、興味を失わず楽しい人と関わっていきたい。
2. それを実現するためには、わがままになってもいい。

単純な表現ではありますが、とても深いと感じました。

竹内先生は穏やかな表情で『若い頃は平気で15時間仕事をやっていた。今はさすがにきつくなり10時間しかできない。しかし、もうしばらくは行政書士として頑張れると思う。』

そして、『これからも行政書士の仕事は決して減っていない、しっかりと翼を広げて頑張ってください』と先生は私たちにおっしゃいました。

行政書士の仕事に対する責任、自信、プライドの高さを強烈に感じました。

今後も伊那支部では、赤羽支部長、二瓶副支部長、私石川、そして吉田靖史副支部長を中心に、花も実もある研修活動を進めていきたいと思っております。



赤羽支部長



竹内顧問



懇談会



松本支部・木曽路に広告看板を

松本支部広報部長 深澤 和歌子

松本支部では今年度、木曽地域の広告看板設置に取り組んでいます。

現在、支部は行政書士の広告看板を2基設置してあります。ひとつは松本市新橋の国道19号線沿いに、もうひとつは安曇野警察署の前にあります。木曽地域の設置は数年前に理事会決定し、昨年度、再度理事会で確認して今年度事業として予算化致しました。

まず、広報部中心に起案し、木曽地域の会員及び部長会の意見をもとに検討して、候補地をしばりこみました。景観制限がかからず設置が可能なこと、運転中でも安全に見えて効果的な場所であること、地代が適当であること等がポイントです。他支部の看板も参考にさせていただきました。

しかし、「ここが良いのでは?」と思う場所はどれも地代が高く、とても手が出ません。そんな中で、木曽の会員から条件にあう候補地2箇所の紹介をうけ現地視察を行うこととなりました。

7月中旬の現地視察の日は、木曽に入ったとたん小雨模様で「木曽路はすべて山の中・・・」を実感しつつ、大型トラックにあおられながら、松本から1時間半ほど国道19号線を進み目的地到着です。非常に車両の通行の多いなかで1箇所目の確認となりましたが、若干敷地に手を入れれば大丈夫ではないかと思われました。

そして2箇所目は寢覚の床のレストラン&物産品センターの近くで、1箇所目より人通りが多く安全であると意見が一致したため、紹介を受けた会員に区域的に設置可能か、また地代等について調べてもらいました。その結果、予算内での設置が可能とわかりましたので、2箇所目に設置することとしました。現在、土地所有者との契約手続中で完了後に施工となります。木曽方面にお出かけの際はぜひご覧いただければと思います。

最後に、今回多大なご協力をいただいた木曽地域の会員の皆さんに感謝申し上げますとともに、木曽地域における行政書士制度の益々の発展を期待したいと思います。

松本支部では、今回の看板設置及び新聞等への相談会広告掲載といった会員のためになる広報活動に力を入れて頑張っております。



新橋の看板の草刈りを実施（7月20日）

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 —

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
諏訪支部	29. 7. 1	原田 智子	岡谷市	上田支部	29. 7. 1	高野 昭恵	東御市
諏訪支部	29. 8. 1	小宮山浩司	諏訪市	長野支部	29. 7. 15	高橋 信一	長野市
諏訪支部	29. 7. 15	河西 勲	諏訪郡下諏訪町	松本支部	29. 7. 15	依田 憲明	松本市
松本支部	29. 8. 1	小池 孝明	塩尻市	長野支部	29. 7. 15	加々井 猛	長野市
長野支部	29. 8. 1	千村 勇隆	長野市	飯田支部	29. 10. 2	坪田 尚行	飯田市
飯田支部	29. 10. 15	福嶋 恭則	飯田市	長野支部	29. 10. 15	上林 紀夫	長野市
松本支部	29. 10. 15	竹内 匡史	松本市	松本支部	29. 10. 15	渡邊 宏	北安曇郡白馬村

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
長野支部	熊井 保夫	29. 6. 30	飯田支部	白鳥 邦芳	29. 6. 19	松本支部	籠田 晴憲	29. 6. 27
北信支部	関口 誠一	29. 6. 27	佐久支部	大塚 仁史	29. 9. 30	松本支部	永原 好	29. 9. 30
松本支部	松田 清	29. 9. 30	松本支部	草間 範夫	29. 9. 29			

編 集 後 記

再編しました長野会の部会では、既にそれぞれの部会で活動が始まっております。今後、広報監察部では本会ホームページを活用して内外への広報を活発にしていまいります。身近で便利な広報監察部となりますよう努めてまいりますので、これからの活動にお楽しみ下さい。

(広報監察部 宇賀神)

発行所	長野県行政書士会 〒380-0836 長野市南県町1009-3 TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305 ホームページ http://www.nagano-gyosei.or.jp メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp
発行者	会 長 山本 準一
編集者	広報監察部長 吉田 靖史
	印刷 三和印刷(株)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意下さい。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

おかげさまで民間分析機関受付実績 **No.1** ※2017年9月現在 弊社調べ

建設業 経営状況分析は ワイズ公共データシステム

いつもご申請をいただき 誠にありがとうございます

2017年4月 業務提携によるサービスを拡充しました

提携先の会員様は登録から5年間、建設業ソフトを無料にてご利用いただけます。また、登録から5年以上経過している会員様でも年間1件の分析申請により、翌年も無料にてご利用いただけます。

※長野県行政書士会様とは、2016年2月15日に(株)ワイズと業務提携を締結させていただいております。



**業務提携先
30府県**
※2017年9月現在

建設業ソフト 電子申請支援システム 建設業統合版 ご利用について



電子申請支援システム 建設業統合版

Windows10/8.1/7
(32bit/64bit対応)

インストールから1年間はどうしても無料でご利用いただける、行政書士様向けの建設業ソフトです。経審、建設業許可(新規・更新・変更)、財務諸表等、建設業に関する書類を作成。経審、経営状況分析の評点計算、シミュレーションも効果的に行うことが可能です。決算期や許可更新時期を指定して顧客を抽出する等、顧客管理もかんたんです。

- ※ 1ユーザーにてご利用いただく場合の弊社への経営状況分析件数です
- ※ 複数ユーザーでデータ共有によりご利用いただく場合は5申請/年〜となります
- ※ 申請数が満たない場合は、有償にてご利用を継続いただくことができます
- ※ ご利用条件等についての詳細はお問い合わせください

建設業ソフト CD、資料を無料にて送付いたします

wise

株式会社ワイズ

本社: 〒380-0803 長野市三輪1丁目8番14号 Tel.026-266-0710 Fax.026-266-0845
mail: info@wise.co.jp http://www.wise.co.jp/ サポートダイヤル: Tel.026-266-0792

wisePDS

ワイズ公共データシステム株式会社

国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号 4

本社: 〒380-0815 長野市田町 2120-1 mail: info@wise-pds.jp http://www.wise-pds.jp/ Tel.026-232-1145 Fax.026-232-1190
北海道営業所: 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル11階 Tel.011-802-7685 Fax.011-802-7814
大阪営業所: 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町7階 Tel.06-6948-6615 Fax.06-6948-6685
福岡営業所: 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号 ダヴィンチ博多シティ3階 Tel.092-292-8101 Fax.092-292-8125